

委託・共同事業について

委託

当健保組合が利用目的の達成に必要な範囲内において業務を委託する場合、その委託先は第三者に該当しません。

利用目的については「当組合が保有する個人情報の利用目的」をご覧ください。

委託先については「日本触媒健康保険組合の外部委託先」をご覧ください。

共同事業

個人情報保護法では、個人情報を特定の者と共同で利用する場合には、（１）共同利用する趣旨（２）共同利用する個人情報の項目（３）共同利用者（４）共同利用する目的（５）取扱責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとしています。

当健保組合では共同事業内容の公表を、当健保組合のホームページへの掲載をもって行うことといたします。

健康保険組合連合会との共同事業の公表

（１）共同利用する趣旨

当健保組合と健康保険組合連合会（以下、健保連と言う）では、健康保険法附則第２条に基づく事業として、当健保組合に高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。

（２）共同利用する個人情報の項目

診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む）の情報

（３）共同利用者

当健保組合、健保連

（４）共同利用する目的

当健保組合においては、高額事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受ける

ために診療報酬明細書データを利用します。

健保連においては、全健保組合から申請を受理するため、当該健保組合からの申請が間違えないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。

(5) 取扱責任者

当健保組合常務理事と健保連の組合財政支援グループグループマネージャー